「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

１．改正の趣旨

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条の規定による事業用電気工作物が適合しなければならないとされている技術基準は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電技省令」という。）において定められており、当該技術基準に係る解釈は「電気設備の技術基準の解釈」（20130215 商局第 4 号。以下「電技解釈」という。）において示されている。

今般、近年の安全基準の検討の結果等を踏まえ、電技解釈について所要の改正を行う。

２．具体的な改正内容

（１）電技解釈で引用している JIS 規格等を最新のものに更新

○ JIS 規格等を引用する電技解釈の条文（第 16 条、第 22 条、第 60 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 103 条、第 126 条、第 133 条、第 183 条）について、規格を最新のものに更新する。

○ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈を引用する電技解釈の条文(第 5 条､第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 55 条、第 65 条、第 120 条、第 125 条、第 127 条、第 136 条、第 137 条、第 181 条、第 188 条、第 190 条、第 195 条、第 197 条）について、日本電気技術規格委員会において承認された規格に更新する。

○ また、従来、電技解釈に引用する JIS 規格等は、電技解釈本文に直接規格名等を規定していたが､民間規格評価機関※である日本電気技術規格委員会において､技術基準への適合性確認プロセスを経て承認された規格等のリストを引用する規定ぶりとする。

※「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規)」（20200702 保局第 2 号）に定める要件への適合性が国により確認された機関。

（２）IEC 60364 シリーズ改定への対応（第 218 条）

○ 需要場所に設置される低圧の電気設備は、電技解釈第 218 条に規定する IEC 60364 シリーズの規格に基づき施設できることとされている。

○ 上記規格は随時制改定されているところ、専門家からなる委員会において検討した結果、電技解釈に取り入れ可能であると確認されたものについて､これを取り入れる改正を行う。

（３）太陽電池発電設備用直流ケーブルに係る運用の柔軟化（第 10 条、第 46 条、第 154 条の 2)

○ 取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた太陽電池発電所では、使用電圧が直流 1,500V 以下である等の一定条件の下で、高圧の電線に太陽電池発電設備用直流ケーブル（以下「PV ケーブル」という。）を使用することができる旨を示している（電技解釈第 46 条)。

○ これまで､太陽電池発電所以外の場所では､高圧の電線に PV ケーブルを使用することができる旨を例示していなかったところ、太陽電池発電所と同様に取扱者以外の者が立ち入らない措置を講じた場所の蓄電池には、PV ケーブルの使用が可能である旨を規定する。

（４）リチウムイオン蓄電池の施設に係る保安要件の明確化（第 44 条の 2）

○ 蓄電池については、発電所等に施設する場合において過電圧や過電流等の異常が生じた場

合は、自動的に電路から遮断する装置を施設することを求めている（電技解釈第 44 条）。

○ 令和 6 年 3 月に鹿児島県で蓄電池が原因と推定される爆発事故が発生しており、リチウムイオン蓄電池を原因とする事故件数は世界でも増加傾向にある。また、リチウムイオン蓄電池は脱炭素電源の導入拡大に向けて不可欠な設備であり、今後導入は拡大する見込みである。蓄電池による事故を防ぐため、電技解釈において、JIS C 8715-2（2024）を引用する。

（５）高圧電線の施設方法に係る運用の柔軟化（第 128 条）

○ 地上に施設する電線路は、工場等の敷地内や橋に施設する場合で取扱者以外の者が立ち入らないように措置をした場所に設置することを求めている。

○ 今般、日本電気技術規格委員会は、人が通らない山地等の限定した場所に電線路を地上施設するための要件を取りまとめた民間規格について、電技省令への適合性を確認したため、電技解釈に当該規格を引用する。

（６）スマートメーターシステムセキュリティガイドライン、電力制御システムセキュリティガイドラインの改定（第 37 条の 2）

○ 一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供する電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関して示されたガイドラインについて、新たなセキュリティ脅威の発生や、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」（NISC）の改訂等を踏まえ、改正されたことから、規格を最新のものに更新する。

（７）その他所要の修正（第 174 条、第 190 条、第 229 条、別表第 7）

○ 過去改正時における誤植を修正する。

３．今後の予定

９月～１０月　　パブリックコメント

１０月～１１月　　公布・施行